

審議会等会議録

審議会等の名称	令和 6 年度第 1 回山口市男女共同参画推進審議会
開催日時	令和 6 年 8 月 1 日（木曜日） 14：00 ～ 15：40
開催場所	大館地域交流センター 1 階 講堂
公開・部分公開の区分	公開
出席者	青木美弥子、有富隆史、大田利歌子、久保田文子、神徳 済、坂本嗣一、重村奈津枝、永瀬 開、鍋山祥子（9 人） （敬称略、五十音順）
欠席者	上野省一、小宮山隆一、塩田菜穂子、重永美津子、中村大悟、三阪明日香
事務局	藤井地域生活部長、杉本地域生活部次長、徳田人権推進課長、東浦男女共同参画推進室長、小下人権推進室主査（5 人）
議題	1 「第 3 次山口市男女共同参画基本計画」の実施状況について 2 令和 6 年度実施事業について
内容	1. 開会 2. 新委員及び事務局職員紹介 3. 部長挨拶 4. 勉強会：「性別役割分業」のからくり 5. 議事 <議長> 議事（1）「第 3 次山口市男女共同参画基本計画」の実施状況について、事務局から説明をお願いします。 <事務局> 「第 3 次山口市男女共同参画基本計画」の実施状況について説明 <議長> ご質問、ご意見があればお話しいただきたいと思います。 <A 委員> 相談センターの相談業務について質問と提案をさせていただきたいと思います。市の方で、ずいぶん相談業務に力を入れられて、相談員は今まで 2 名だったのが、3 名体制で始められるということで、とても心強いのですが、3 名体制というのは、一日 3 名いらっしゃるわけではなくて、3 名の方が交代で出てらっしゃるという状況で、一日においては、その時間帯で 2 名体制ということなのか。 <事務局> センターにおける女性相談員は 3 名います。体制ですが、ひと月勤務の中で、2 名体制で行う日と 1 名のみの体制で行う日があります。2 名体制の時に面談を入れて、1 名は面談、1 名は電話相談に対応できるような形をとっております。

	< A 委員 > 1 名体制の時に相談があつて、電話があつてという時には、本庁の方につながるしくみになっているのですか。 < 事務局 > 電話回線がひとつになりますので、電話相談は 1 名ずつという形になります。 < A 委員 > 電話相談時に面接相談の方が来られたら、同時に 2 名必要になりますか。 < 事務局 > 面接については事前に予約を取っていただいて、2 名体制時にご案内をさせていただきます。 < A 委員 > 私も相談業務をしていますので、朝の 9 時半や 4 時半頃の相談があります。3 名体制になられたのだったら、相談時間が 1 0 時から 1 6 時になっておりますので、2 名体制時はシフトを組まれて、9 時から 5 時とか、4 時半勤務とか。4 時と言っても 4 時に終わるわけではありませんので、その後のフォローもありますし、前後で時間を少し追加されたらどうかと前から思っていたので、提案ということで話をさせていただきました。 もし可能なら、相談される方が電話しようと思われた時に、即時に話を聞いていただけるかなというふうに思いましたので、提案しました。 < 議長 > 相談員の「女性 3 名体制」という書き方なのですが、3 名が控えているというふうに思ってしまうので、ここは書き方を修正していただくようにした方がいいのかなと思いました。 質問の取りこぼしがどれくらいあるのかというところの分析もしていただけたらと思います。 相談のところで、私の方から 2 つあるのですが、4 ページで、令和 5 年度、急に DV の件数がかなりの割合で上がっていると思うのですが、DV 件数はずっと数的には同じくらい、割合で言うと少なかったのが、なぜ今回こんなに上がっているのかという、分析はされていますでしょうか。 < 事務局 > 内容についての分析はあまりしていないのですが、DV の中でも精神的なものや経済的なものも DV に当たるとか、そういった暴力だけではない DV の認知度の方も上がってきているのではないかなというふうには考えています。 < 議長 > もう 1 つ、5 ページの男性相談ですが、女性は何かあったらおしゃべりするという、しゃべるというところに行きつきやすいのですが、男性の場合は、電話相談自体のハードルが高いのかなと思っていて、これは女性にも言えるのですが、今後 L I N E（ライン）相談とか、結局テキストベース、文字ベースでの相談窓
--	---

口の開設みたいなものがあれば、何名体制などもクリアできるし、ここも考えられたらどうかとは思いますが。

< A 委員 >

実質、本当にインターネットの相談が増えていますし、若年層だったら L I N E（ライン）の相談とかどんどん増えています。私が相談業務を始めるもう 15 年以上になりますが、以前は、ほとんどまず電話相談と面接に来られるということだったのですが、昨今はほとんどネットで相談対象とか、相談したいことというのを全部自分で分析されて、それでうちの方もずいぶん相談件数が以前より減ったので、どうしてかなと思ったら、多分、自分でいろいろなところを検索されて、自分に関係するところを見つけやすい状況になっているのかなと思います。以前は「相談等どうやってこの番号調べましたか。」と聞きましたら、「電話帳で見た。」とか、「104 で聞いた。」とか、そういうことも結構多かったです。だからこれから先はインターネットにずいぶん力を入れられた方が、相談出来やすいと思います。

また、男性相談は今男性の方が男性に相談されるといった体制になっていますが、それもまた良いことではあるし、男性が少し女性にも話をしてみたいという方も、中にはいらっしゃる。うちの場合は男性女性という相談相手を別々書いておりませんが、以前、「不都合はないのですか。」という質問をされたことがあったのですが、それはそれでどうしても男性でないといけない、女性でないといけないという時には、相談される方が、「女性をお願いします。」とかきちんとして指定をされますので、また男性の相談を女性がされても、またそれはそれで良いのかなというふうに思いました。それから男性相談は夜だけですが、もし可能なら、もし件数が増えるようであれば、時間帯の枠をもう少し広げられるという方向もよいのではないかなと思いました。

< B 委員 >

さきほどの資料 1-3 の 4 ページ、相談件数について、「全件数」と書いてあるので、同じ方から何回もかかってくるというケースがたくさんあるのかどうかかなと。だから DV の件数も、あるいは 10 ケースから、6、7 回かかっていることもあるかもしれないので、今後数値的には分析されたらよいと思いました。

< 議長 >

なかなか中身に踏み込んで相談分析は難しいですけど、延べ数かどうかなどは見ていただけるとよいと思います。

その他いかがでしょうか。

資料 1-2 について、前回、これは市の問題だからすぐやってください、と言っていたところがなかなか伸びていなくて。指標番号 14、15、16 の審議会の女性委員の登用率や、女性委員のいない審議会の改善、市の管理職の女性職員の割合ですが、ここはやはり上げるのは難しいですか。担当部署に協力いただくことは、なかなか難しいところでしょうか。感覚を是非教えていただきたいです。

<事務局>

この実績値が簡単なようではなかなか伸びてこないというところがあるのですが、やはり、審議会の女性委員の登用率が上がると、どんな利点があるのかというのを考えながらやっていく市の意識も必要です。審議会担当部署が、そういった意識が薄かったり、改選時に充て職で改選してしまったり、そういった事情がありますので、この度チェックリストを作成しまして、審議会委員の改選事務を行う前に、まず今の審議会の状況が男女の比率がどれくらいの割合なのかというのを把握をしていただいて、それからどうしたらその率が上がっていくかというのを考えてもらうようなチェックリストを作っておりますので、これに基づいて、改選事務を行っていただくよう、担当部署には、お願いをしております。

<議長>

大学でも女性教員の比率を高めるのに非常に苦労していますが、やはり効果的なのは、目標値を表に出して、現状把握と、任期がどれくらい、いつ男性の方が辞めるはずなのでそこは絶対女性で、のように。そのようにするとパーセンテージが目標値を越えますというようなところ、やはり見えるようにして、目標はこの数値ですと強く言っていかないと、なかなか上がらないので、そこは今の方法でやっていただければなというふうに思います。

また、管理職の比率ですが、もともと山口市の職員の女性比率は低いのですか。どれくらいですか。そこがないと、いきなり管理職比率を上げろと言われても、上げられるものではないので、予備軍はどれくらいいらっしゃるのかなというところを知りたいのですが。11.9%というのは民間の企業レベルの低さなので。目標値が15%でこれでも高くないです。感覚的なことでもよいのですが。

<事務局>

以前人事を担当していたので少し状況を言いますと、実際は、毎年の採用人数が今は50%を超えるのが女性になってきています。約55%くらい。以前採用率が低かった頃は、行政職は20~30%が女性というような割合でしたので、どうしても管理職になる割合が少ないのと、やはり育児休業などを取られて、そういった制度がまだまだ不十分だったというところがありまして、役職になかなか上がっていかないというのがあり、遅くなるというようなことがありました。

でも今はそういった制度もきちんと整えまして、徐々に上がっていくというようなことがあります。ただやはり今のところ、男性のほうが上がりやすいということには変わりはないので、意識を持って人事担当の方がやっております、昔のような年功序列的なことであつたりというのは、かなり解消されてきておりますので、目標数値以上に数値が伸びていくのではないかとは思っております。

<議長>

期待を持って令和9年度を迎えられるということで、ありがとうございます。仕組みのところでの改善がとても大事だと思います。

<C委員>

市の職員の育児休業の取得率ですが、令和4年度の7.9%から令和5年度は36.7%と大きく上がっていると思うのですが、育児休業には県が推奨している1週間でもとれば育児休業ですというような感じの取り方があると思うのですが、そのあたりはいかがですか。長期の育児休業をとる方と、1週間でも取りました、育児休業です、というような方の比率というのはどのようになりますか。

<事務局>

令和5年度の36.7%については、2週間以上の育児休業取得率の実績値を出しております。ただ育児休業関連休暇等、令和5年度に、新しい捉え方が出てきて、ちょうど7月が市特定事業主行動計画の実績値を公表する時期で、この実績値の取り方について担当課と話をしているところです。この見直しにより、子が1歳になるまでのカウントということで、どこの時点の数字をとったらよいかということで、県内で統一化を図るために、県に確認をとっており、今後、県と統一した公表の仕方というのがあると思うのですが、それに合わせて、市の実績値も出していくようになると思っております。

ただこの令和5年度の36.7%というのは、2週間以上の育児休業取得率で、やはり短い期間の方もいますけれども、6か月以上取得する男性職員もいると聞いております。

<C委員>

「子どもが生まれて育休を取られますか。」と問われた時に、男性が取ってもよいのだなという意識を持たれるということもあるので、この数値は是非上げていただいて、女性の就労継続につなげられるように、市も頑張っていただきたいなと思います。

<D委員>

様々なお取り組みをされているということが、十分に伝わってきております。その中で、資料1-1大項目の1番にもありますが、まずは知ってもらうということが大事だということで、広報、啓発の推進の中でご報告をいただいております。私共としまして、地域の事業者の方に知っていただく機会ということで、会議の中で、知っていただく機会を作ったり、勉強会という形で取り組んだりということも、少しずつではありますが取り組んでいるところです。

今後は、知ってもらう手段というのはいろいろあるところですが、こちらに新しい広報手段の活用、これから既存のものも見直していくということですが、この新たな広報手段となるとどういったことを想定されているのか、教えていただけたらと思います。

<事務局>

新しい広報手段としましては、昨年度、センターのウェブサイトを更新しました。使いやすいうようにという形でリニューアルはしているのですが、新しい機能というのがイベントカレンダーの機能を追加しまして、センターで行っている事業、講座のほか、子育てとか、男性の育休などに関係する他部署で行っ

ている講座であるとか、そういったものを積極的にアップをさせていただいて、見ていただけるように努めております。

基本的には相談事業でも思うのですが、やはり、インターネットで調べられて電話してこられたりとか、そういったことが今年に入ってかなり増えたなという印象がありまして、やはりウェブサイトでの広報というのはわりと重要になってくると考えております。

<議長>

その他いかがでしょうか。

―質疑なし―

では、議事（２）令和６年度実施事業について、事務局からご説明をお願いいたします。

<事務局>

令和６年度実施事業について説明

<議長>

ご質問、ご意見あれば、出していただきたいと思います。

―質疑なし―

では今日、全体でご発言があればお出しいただきたいのですが、いかがでしょうか。

―質疑なし―

<議長>

市の取り組みをいろいろと説明をいただきました。では皆さん、ご意見、ご質問、出していただいたようですので、本日予定しておりました議事は終了いたしましたので、事務局に、進行を戻したいと思います。よろしくお願いいたします。

６．その他

７．閉会

―以上で会議を終了した。―

会議資料	1 次第 2 委員名簿 3 配席表 4 資料 1-1 第 3 次山口市男女共同参画基本計画実施状況報告書 (令和 5 年度分) 5 資料 1-2 第 3 次山口市男女共同参画基本計画の指標動向 (令和 5 年度分) 6 資料 1-3 山口市男女共同参画センターの相談業務について 7 資料 2 令和 6 年度実施事業について
問い合わせ先	地域生活部 人権推進課 男女共同参画推進室 TEL 0 8 3 - 9 3 4 - 2 7 8 4